

Q 6 原発事故の影響で勤務先の会社が減益になり、給与が減りました。この場合は賠償されますか？

A 賠償される可能性があります。

従前の会社を退職することなく勤務が継続できている場合にも、勤務先の会社が原発事故によって収益を減らした結果、給与等が減少した場合には、就労不能損害賠償の対象になります。

Q 7 給与の金額が分かる資料がないと賠償されないのですか？

A 東京電力が定める方式による定額の賠償があります。

東京電力指定の就労状況証明書等の就労していたことと勤務形態の分かる資料があれば、具体的に給与等の金額が分かる資料がなくても、決まった額で賠償がされます。

Q 8 自家用車で通勤しているので、交通費の増加額が詳しく分かりませんが、賠償されますか？

A 東京電力の定める算定方式によってガソリン代相当額の賠償がされます。

次の算定式によって月ごとの賠償金が算定されます。

①平成24年5月31日まで

【増加距離 (km)】÷8 (km/L)
×151.2 (円) ×31 (日)

②平成24年6月1日以降

【増加距離 (km)】×22 (円) ×31 (日)

Q 9 避難指示が解除されたので従前の家に戻ることにしました。避難先で勤めていた会社を退職した場合にも賠償されますか？

A 帰還に伴う就労不能損害の賠償があります。

①対象となる人

原発事故時の住所が旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域（20km圏内）で、平成30年3月31日までに帰還した人

②賠償される期間

帰還して収入が無くなった／減少した月から12か月

③賠償の内容

一般的な就労不能損害賠償と同じ（Q1、Q2参照）

*平成26年3月1日以降の場合は特別の努力の適用はされません。

就労不能損害賠償 Q & A



南相馬市復興企画部
原子力損害対策課

〒975-8686
福島県南相馬市原町区本町2丁目27番地

電話 0244-24-5337
FAX 0244-23-2511

平成29年2月作成

Q 1 就労不能損害賠償は何に対する賠償ですか？

A 給与等の収入を失ったことなどに対する賠償です。

就労不能損害賠償は、会社等で勤めて得ていた給与等の収入に対する賠償です。事業により得ていた収入に対しては営業・営農損害賠償の対象になります。

Q 2 賠償の内容は？

A 次の項目が賠償されます。

項目	内容
減収分	原発事故に伴う避難指示等により生じた次の減収等 ①勤務先を解雇される等して失った収入分 ②勤務先が減益し、給与が減少した場合の従来の給与との差額 ③就職、復職ができなくなったことで得られなくなった収入分
通勤交通費の増加分	勤務先の移転又は自分の避難により通勤距離が長くなったことで増加した交通費
転居費用	勤務先が移転したことにより転居が必要になったことで負担した引越しい費用、転居先の礼金、仲介手数料等の一時金

Q 3 賠償がされる期間に終わりはありますか？

A 東京電力の直接請求では、次の表のとおり原発事故当時の住所か勤務先の所在地により期間が決まっています。

住所／勤務先の所在地	賠償期間
帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域（20km圏内）	平成27年2月28日まで
旧緊急時避難準備区域（20km～30km圏内）	平成24年12月31日まで
30km圏外の地域	平成24年5月31日まで

*就業ができないやむを得ない事情があると東京電力が認める場合には上記の終期から1年程度延長される場合もあります。

Q 4 東京電力が決めた期間以降は全く賠償されないのですか？

A 和解仲介手続では東京電力が賠償を認める期間以降の賠償が認められる場合があります。

原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の和解仲介手続では、東京電力の直接請求の判断基準にとらわれることなく、賠償の可否が判断されます。申立ての方法はご相談ください。

Q 5 再就職先の給与が、従来の金額と同額の場合には、賠償はされませんか？

A 「特別の努力」の適用により再就職後の給与が控除されない場合があります。

就労不能損害賠償の賠償金は、原則次の算定式により算定されます。

【①従前の給与等の金額】－【②現在の給与等の金額】
＝賠償金額

「特別の努力」は、②の控除をしない仕組みです。特別の努力の適用がある場合には次のように賠償されます。

（例）従前の給与等の月額：25万円
現在の給与等の月額：25万円
→賠償金額（月額）25万円

特別の努力の適用により、控除されない金額は50万円までです。特別の努力の適用のある期間は次の表のとおりです。

住所／勤務先の所在地	賠償期間
帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域（20km圏内）	平成23年3月11日から平成26年2月28日まで
旧緊急時避難準備区域（20km～30km圏内）	平成23年3月11日から平成24年12月31日まで
30km圏外の地域	平成23年3月11日から平成24年5月31日まで